御船町の介護保険料について

第7期御船町介護保険事業計画に基づき、令和元年度の介護保険料を決定しました。令和元年１０月の消費税率１０％への引き上げに合わせ、非課税世帯の保険料率を軽減し算定しています。

所得段階	対象になる方			保険料の割合	年額 月額
第１段階	非課税世帯		生活保護・老齢福祉年金受給者および本人年金収入８０万円以下の方	基準額×0.375 （軽減前0.45）	28,800円 2,400円
第２段階	非課税世帯		本人年金収入等が「８０万円超１２０万円以下」の方	基準額×0.625 （軽減前0.75）	48,000円 4,000円
第３段階	非課税世帯		本人年金収入等が「１２０万円超」の方	基準額×0.725 （軽減前0.75）	55,680円 4,640円
第４段階	課税世帯	本人非課税	本人年金収入等が「８０万円以下」の方	基準額×０.９	69,120円 5,760円
第５段階	課税世帯	本人非課税	本人年金収入等が「８０万円超」の方	基準額	76,800円 6,400円
第６段階	課税世帯	本人課税	合計所得金額が「１２０万円未満」の方	基準額×１.２	92,160円 7,680円
第７段階	課税世帯	本人課税	合計所得金額が「１２０万円超２００万円未満」の方	基準額×１.３	99,840円 8,320円
第８段階	課税世帯	本人課税	合計所得金額が「２００万円超３００万円未満」の方	基準額×１.５	115,200円 9,600円
第９段階	課税世帯	本人課税	合計所得金額が「３００万円以上」の方	基準額×１.７	130,560円 10,880円

介護保険料の納め方

保険料は６５歳になった日（誕生日の前日が属する月）から納めます。納め方は年金の受給額によって２種類に分かれます。本人の意思では徴収方法は選択できません。

○ 年金が年間１８万円以上の方 ・・・ 特別徴収 ➡ 年金から差引

○ 年金が年間１８万円未満の方 ・・・ 普通徴収 ➡ 納付書又は口座振替

※６５歳に到達されて、特別徴収に切り替わるまで半年程度かかります。切り替えの時期は４月か１０月です。